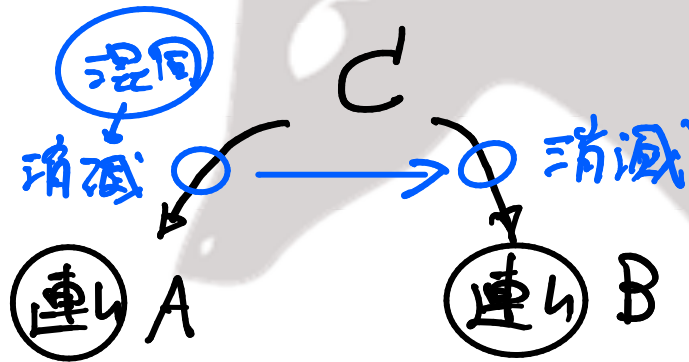


連帯債務 宅建 H01-10-4 《#780》

【問】正誤をつけよ。

A及びBは、Cと売買契約を締結し、連帯してその代金を支払う債務を負担している。Cが死亡し、Aがその相続人としてその代金債権を承継しても、Bの代金支払債務は、消滅しない。



【答え】誤り

《ポイント1》 連帯債務者の一人との間の混同 【★基礎必須】

連帯債務者の一人と債権者との間に混同があったときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなす。（民法 440 条）

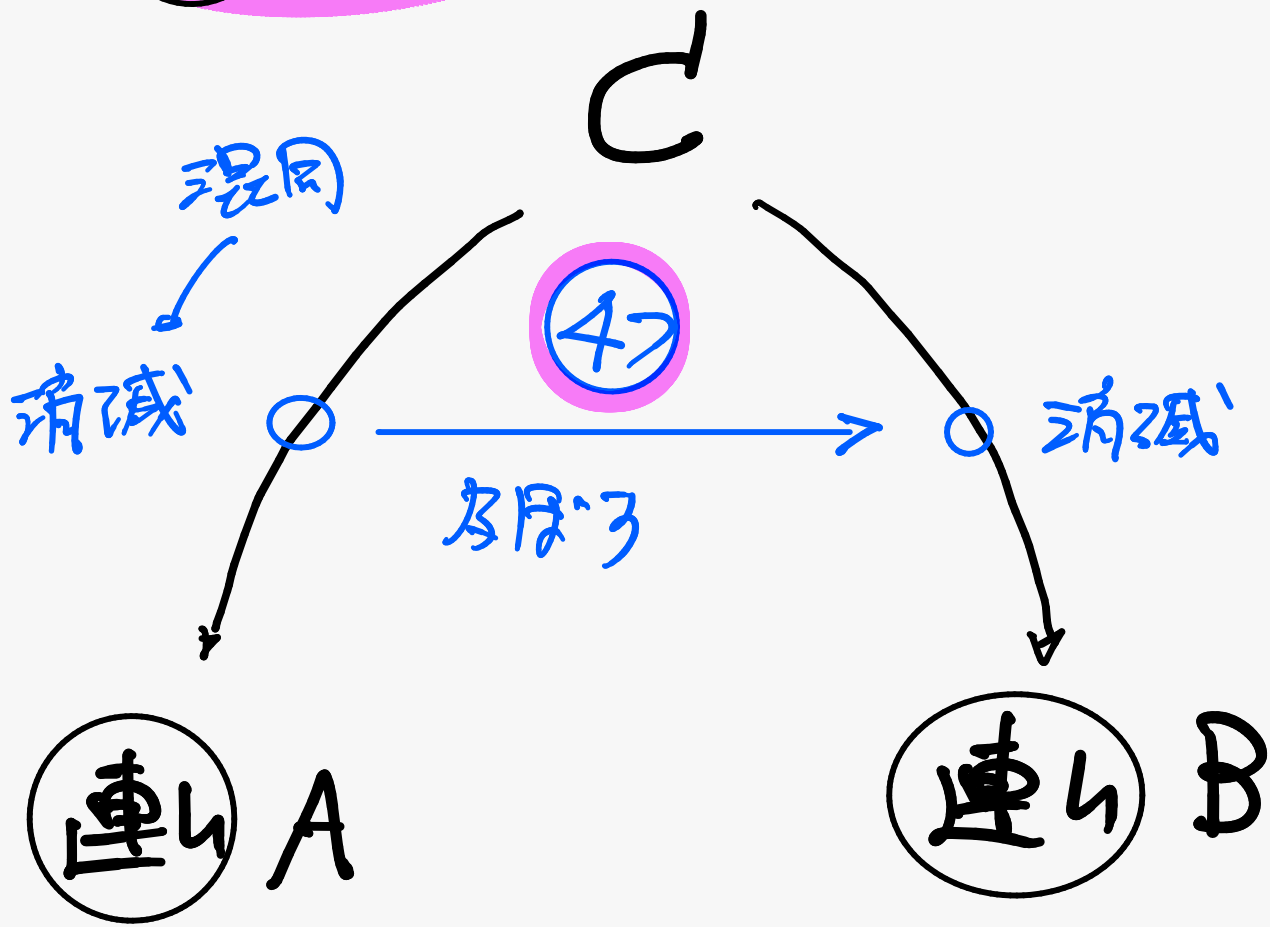
《ポイント2》 相対的効力の原則 【★基礎必須】

第 438 条(更改)、第 439 条第 1 項(相殺)及び前条(混同)に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。（民法 441 条）

⇒ 原則は、相対的効力

例外的に、弁済、更改、相殺、混同は、絶対的効力

☆ 連4 絶対効



并消(履行), 更改, 相殺, 混同